厚真川の流域は、すべてが厚真町に存しており、古くから厚真町の基幹産業である農業のためのかんがい用水のほか、水道用水の水源として利用され、厚真町の社会、産業、経済の基盤をなしている。

厚真川は、古くから融雪期、台風期を中心にたびたび洪水に見舞われていたことから、昭和22年以降、河口から厚真市街地上流までの約20㎞区間の河川改修工事を実施したが、昭和37年及び昭和45年に洪水被害を受けたため、再度、昭和49年から河川改修工事を実施している。しかしながら、昭和50年８月に台風６号による浸水家屋154戸、浸水農地1,733haの被害を受け、昭和56年８月には台風12号による浸水家屋112戸、浸水農地2,175haの被害を受け、その直後には台風15号に見舞われるなど、大きな被害を受けている。また、最近では平成13年９月にも浸水による被害を受けている。

このように、厚真川流域では過去に何度も浸水被害が起きている一方、渇水期には河川の流量が著しく低下し、安定した取水が困難な状況となり、昭和60年、平成14年、平成19年、平成20年及び平成24年には深刻な水不足のため、かんがい用水の取水を交代制とすること等を余儀なくされ、特に水稲の代かき期を中心に水不足に見舞われていることや、深水かんがい等の営農手法に必要な用水の確保ができないことから、安定した農業経営が阻害されている。

また、厚真町の水道用水は、平成24年度には最大で2,221㎥／日を供給しているが、安定して取水できる水源として確保している水利権は1,050㎥／日に過ぎず、不足分は浅井戸や安定した取水が難しい普通河川の支渓流に依存している状況にある。さらに、公共下水道の処理区域の拡大及び国際コンテナターミナルの移転等による水需要の増加が今後見込まれている。しかし、水源である軽舞川の上流域には、油田採掘跡が多数存在し、平成15年９月に発生した十勝沖地震の際には、石油を含む地下水が噴出し、取水を一時停止する事態となった。現在も代替水源がないため、噴出した箇所の監視及び取水施設への油分流入防止対策を行いながら取水しているが、安全な水道水を地元へ供給するため、早急に安全な水源を確保する必要が生じている。

このような状況に対処するため、河川管理者である北海道は、厚真川における治水対策として、平成14年３月に厚真川水系厚真川河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）を策定し、年超過確率１／50年規模の降雨を対象に、ダム地点における基本高水流量730㎥／秒のうち、340㎥／秒を本件事業により調節することとし、治水基準地点「共栄橋」における計画高水流量を1,100㎥／秒として、浸水被害の軽減を図ることとしている。

一方、10年に１回程度起こり得る渇水時においても、流水の正常な機能の維持のため、利水基準地点「厚真大橋」において１月から３月は0.54㎥／秒、４月及び９月から12月は1.30㎥／秒、かんがい期間中は、代かき期（５／１～５／25）3.65㎥／秒、深水期（７／１～７／10）2.41㎥／秒、普通期（５／26～６／30）1.93㎥／秒、（７／11～８／31）1.98㎥／秒の流量を確保することとし、本件事業により勇払東部地区の水田2,989 haに対し、6.13㎥／秒から12.66㎥／秒のかんがい用水を供給することとしている。

さらに、厚真町は平成30年に予測される最大2,948㎥／日の需要に対し、不足する1,353㎥／日の水利を本件事業により新規に開発し、既存の厚真川表流水1,050㎥／日及び増量する浅井戸545㎥／日と合わせて確保し、安定的な水道用水の確保を図ることとしている。

本件事業は、これらに基づき、厚真川に洪水調節、流水の正常な機能の維持並びにかんがい用水及び水道用水の確保を目的とした多目的ダムの建設工事を行うものであり、本件事業の完成により、治水基準点「共栄橋」地点での年超過確率１／50年規模の洪水を防御するための洪水調節が可能となり、洪水時における水位を低下させ、厚真川流域における浸水被害が軽減されることとなる。また、10年に１回程度起こり得る渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保し、かんがい用水及び水道用水の安定的な取水に必要な水量を確保することが可能となる。これらのことから、本件事業は流域住民の生命及び財産の安全の確保、景観や生態系の維持による良好な河川環境の保全、厚真町の基幹産業である農業の経営安定化並びに上水道の安定的な供給に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に与える影響について、起業者が「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月28日閣議決定）及び北海道環境影響評価条例（昭和53年北海道条例第29号）に基づき、平成10年４月に環境影響評価を実施し、その後、新たに得られた知見を踏まえ、平成25年７月に工事期間中の騒音及び振動並びに生態系、水質、人と自然との触れ合いの活動の場、産業廃棄物について照査を行った。その結果、水質以外の項目についてはいずれも環境基準等を満足すると評価され、水質については工事期間中の濁水の発生、水素イオン濃度の変化が予測されているが、濁水処理施設及びＰＨ調整施設を設置することにより、環境基準を満足すると評価されていることから、起業者はこれらの保全措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件事業地及びその周辺において文化財保護法（昭和25年法律第214号）の天然記念物であるマガン、ヒシクイ、オジロワシ、オオワシ、クマゲラ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ、ハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているチュウヒ、エゾホトケドジョウ、コミズスマシ、シジミガムシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスナヤツメ、カワヤツメ、エゾウグイ、ウラギンスジヒョウモン、スキバホウジャク、エゾアカヤマアリ、ダイコクコガネ、ニホンザリガニの生息が確認されている。植物では環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハルカラマツ、ヤマタニタデ、ホソバヒルムシロ、イトヒキスゲ、エゾナミキソウ、ベニバナヤマシャクヤク、チドリケマン、クロビイタヤ、ホソバツルリンドウが確認されている。このうち、鳥類については、改変区域内での営巣が行われていないこと、周辺には同様の生息環境が広く残されていることから、影響は軽微であると評価されている。その他の動物についても、本件事業がこれらの種の生息環境を改変する区域は限られており、周辺には同様の生息環境が広く残されていることから、影響は軽微であると評価されている。なお、クマゲラ、クマタカについては、営巣木を替える習性があるため、工事実施時に繁殖が確認された場合には、必要に応じて営巣地周辺での工事を一時中断し、専門家の指導・助言を受けながら適切な措置を講じることとしている。植物については、本件事業により一部の個体が消失することとなるが、専門家の指導・助言に基づき、消失する生育個体及びその一部の移植による代替生息環境の創設を行うこととしている。さらに、工事期間中のモニタリングを行い、専門家の指導・助言に基づき、必要に応じて追加で保全措置を講じることとしている。

また、本件事業地内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が21箇所確認されているが、そのうち既に上幌内モイ遺跡外７箇所の発掘調査を終え、記録保存等の必要な措置を講じており、残りの13箇所についても北海道教育委員会と協議を行い、適切な措置を講じるものとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。